

平成30年度三木町農業委員会
4月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
4月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年4月19日
(会議時間) 13:30～14:45
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数17名

| | | | |
|-----|-------|-----|---------------|
| 1番 | 渡辺 正春 | 11番 | 井戸 俊博 |
| 2番 | 佐竹 一夫 | 12番 | 藤澤 勇一 |
| 3番 | 藤本 義伸 | 13番 | 中川 詰郎 |
| 4番 | 香西 俊之 | 14番 | 谷井 正隆 |
| 5番 | | 15番 | 鎌倉 博之 |
| 6番 | 溝渕 廣明 | 16番 | 小松 洋子(欠席) |
| 7番 | 松田 隆雄 | 17番 | 鎌倉 守 |
| 8番 | 香川 県 | 18番 | 高尾 壽一(会長職務代理) |
| 9番 | 入倉 修一 | 19番 | 脇 博文(会長) |
| 10番 | 多田 孝夫 | | |

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地改良届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農地利用最適化推進委員の選出について

(4) その他

事務局

それでは、4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等20件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は18名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、小松委員です。定例会議事録署名委員につきましては、渡辺委員と佐竹委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が3件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と真部推進委員の後任になる農地利用最適化推進委員の選出についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 2筆 843㎡
地目：田1筆、畑1筆
譲受理由：競売による取得
権利：所有権移転競売

番号2 申請地：井戸字熊田 1筆 1,246㎡
地目：田1筆
譲渡理由：小作地売買
譲受理由：小作地の取得
権利：所有権移転売買

番号3 申請地：井戸字熊田 1筆 793㎡
地目：田1筆
譲渡理由：小作地売買
譲受理由：小作地の取得
権利：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字檜木 1筆 692㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：使用貸借権設定
排水管の埋設 692㎡のうち10.59㎡

番号5 申請地：鹿庭字別所 4筆 1, 615㎡
地 目：田4筆
譲渡理由：子への贈与
譲受理由：親より受贈
権 利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、平成30年1月の定例会において、買受適格証明願がされた案件で、この度落札したということで3条申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、小作地の取得になります。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、小作地の取得になります。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲渡理由、譲受理由がその他となっていますが、後ほど説明します議案第3号番号12の転用案件につきまして、宅地からの排水をするための排水管をこの申請地である田に埋設するという理由で農地法第3条の使用貸借権の設定の申請をされたものです。実際に設置される面積は、692㎡のうち10.59㎡です。

番号5について説明します。

番号5については、親子間の贈与になりますが、下限面積40aを満たしておりません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

事務局

番号1について、事務局から説明します。平成30年1月定例会におきまして、元々の所有農地が競売に出されたということで申請人がそこを買受けたということで落札を行い、その結果申請があがってきたものです。特段問題はないと思います。

1番委員

番号2については、譲受人は、小作をしております、親が作っていたのを子が小作を引き継いでいます。特に問題はないと思います。

番号3についても同様です。

番号4について、子どもの家を建てるということです。

会長

番号5について、親の体調が悪く、子に農地を贈与するものです。贈与の場合、下限面積が40aですが、あと24aの農地が必要で、利用権設定がまだされていない状況です。

それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

1 2 番委員

番号5について、下限面積に達していないということで話がありましたが、この場合、例えば、贈与という場合は、下限面積要件があるようですが、相続の場合はどうですか。

事務局

相続の場合、農地法の許可を得ることはなく所有権移転ができるようになっています。

1 2 番委員

相続では下限面積要件はなく、贈与では下限面積要件があるということですが、会長、これはどうなんですかね、皆さんに聞いてもらえますか。

会長

親が亡くなって、子に相続される場合なら下限面積要件は関係ありませんが、親が生きている場合、下限面積要件が関係します。番号5については、今の現状では下限面積を満たしていないということになりますが、皆さん何かご意見はありませんか。

6 番委員

三木町では下限面積が40aないといけないということですが、20aでも申請されれば受理して農業委員会に諮るのでしょうか。

事務局

書類が整っておれば、その面積のいかんを問わずに農業委員会で諮るとなっております。

6 番委員

わかりました。

4 番委員

先程の番号5の件ですが、過去にこのような事例はありましたか。

事務局

知る限りでは、面積を割って贈与の理由で所有権移転の許可を出した案件はありません。

3 番委員

田んぼをするしないは別にして、親が病気ということで、それでこういう案件はめったに出で来ないけれども、三木町としては、これを十分検討して何とか前向きに考えないといけないと思います。というのも、贈与ということであつたら、あと息子さんがもらって田んぼをしよう、できないのであれば、荒れ地になりますよね。その荒れ地を解消するためにもやっぱり相続を待つのではなく、特別な何かを考えて、許可を出すようにした方がいいのではないかと思います。いくつかの方ですか。

事務局

30代後半です。

3番委員

これ田んぼをするのであれば、三木町の利用権設定で下限面積40aというようなことになりませんが、親の体調、本人がどのような計画をするのか聞き取りしてから、再度検討されたいかがですか。

12番委員

今、委員がおっしゃられたようなことで、家庭の事情ということで、親が病弱ということで、贈与して子どもに作ってもらおうということですが、そのあたり三木町全体で、私も今まで経験したことないですが、やはり、下限面積40aということで決まっておりますから、家の事情はありますが、今後もいろいろな事情があると思います。これからも家の事情というのは、事情を考慮しながら下限面積をとということになるとさらに難しいことだと思います。例えばこの方は40aをクリアできるように利用権を、誰かに借りて耕作するというそういうひとつの方法がありますよね。だから、町として下限面積40aを守らなければいけないのかと思いますが、ただ、本人が利用権設定をするというのが一番いいと思うんですが、今日の段階で不許可というものどうかと思いますし、保留ということもありますし、若干時間をあげてですね、そのへんを。

3番委員

3条ということは、田んぼ対田んぼの売買の3条ということになります。この案件を見ると、親の体調も関係あるので、贈与ということで、贈与と3条は関係あるようでないような。だから、これは3条から外して民法に絡んでいるんですね。3条から外して、一応別で審議した方がいいと思います。3条であれば、売買が絡んで、贈与みたいになれば、一番民法での方法で考えていった方がいいんじゃないかと思いますが。

12番委員

事務局、贈与と売買のとの違いは何かということで、下限面積のいろいろありますけれども、そのあたり、これからの三木町農業委員会として下限面積はついて回ると思います。そのへんの工夫論を若干期間をあげて、そういう一つの方法はありますよね。

事務局

これまでの下限面積40aということで、三木町農業委員会はやってきたわけですが、40aに満たないから、許可を出さなかったというケースもあったかと思いますが。遡及もできませんので、農地法第3条の規定によりますと、この40aの原則は必要かと思いますが。その本人に今回は保留という形にしても、ご努力頂いて利用権設定で後の足らずを努力していただくというのが一番ありがたいかと。

18番委員

この方は、何年か前の新規就農者ではないですか。

事務局

平成27年の新規就農者です。

18番委員

新規就農者ということは、県から補助金を受けている方だと思いますので、そこらの情報を説明してください。

事務局

この方ですが、平成27年4月から、三木町で青年等就農計画の認定を受けて営農をしております。なかなか思ったような売上げが上げられないということで、今現在、アルバイトと併用して農業を続けておられます。この計画を立てた時点では、農地の所有、貸借はなく、親子間ということで、誓約書で5年以内に親の農地を譲り受けて就農するとしておりました。その期間が、平成30年9月30日までに所有権移転します、できなかった場合は、給付金を全額返還します、というもので、この誓約書がついたことで、農地の所有権、利用権がないという状態ですが、スタートするという形でされておりました。

ただ、この誓約書にある農地だけでは所有権移転はできません。当時もそのような説明をしていたという記録は残っていますが、本人に利用権と所有権の差が明確に伝わっていなかったのかなと思います。利用権の場合は、青年等の計画が認められたならば、計画に合わせ貸し借りはできます。今回は所有権なので、下限面積がついてきます。ここが、本人が理解できてなかったということで、今更ながら、あわてて所有権移転の手続きがしたいという話です。ただこの期限ですが、昨年、会計検査がありまして、非常に厳しい指摘を受けております。利用権、所有権のない者が給付を受けているのはいけないということで、これを8月末までに解消しなさいと、でなければ全額返還という指摘を受けております。本人は、アルバイトの方が多くなっており、給付金はストップするような状況になっておりますが、それでもこの誓約書は活着しているという国の見解がありますので、どうかして所有権を移したいという話から、申請をされております。当然、申請されてきた際にも、40aの要件があるので、許可は無理ですという話は、再三しておりますが、家の事情もあるので審議してほしいというような話であがってきております。

12番委員

事務局からの説明でありましたが、平成27年かな、この制度を利用しようということで、計画書をあげて、その時に5年以内に親から所有権移転登記をする条件のもとで、平成27年に計画を出しているということですね、ということであつたら、登記をしないといけないということですね。

事務局

本人からしたら、それはできないと、全額返還ということになります。

12番委員

そしたら、それを否決するということは、当然なかなか難しい、保留にしてやはり下限面積をクリアしてもらうために、あと不足面積を誰かと契約するという方法しかないと思います。それがで

きないと返還になるんでしょ。

事務局

本人もそのことは知っておりますので、他の農地を借りるかどうかという話の前に一度農業委員会に諮っていただきたいということで出されたんだと思います。

12番委員

副会長、保留にしてその間で所有権移転ができるように、下限面積をクリアするような努力をしてもらわないといけない。そうでなければ本人も困るんでしょ。

18番委員

ちょっといいですか。そのために今おっしゃったように事務局といろいろな話をしてきているわけですよ、40a 必要ですよと。それにもかかわらず、審議してくださいという形で出できているわけですね。

12番委員

副会長、会長、今度の時期までに下限面積がクリアできるように、本人に努力してもらおうということですね。そうでなければ、本人も困るんでしょ。

3番委員

しかし、確約書が生きているのであれば、確約書を履行してもらわないといかんですね。

12番委員

だから、今日どうするっていうのは難しいですね、そしたら、保留してあげて、その間で、補助金の返還にならないように、所有権移転ができるように指導してあげたらいいのではないですか。

会長

他に何かご意見ありませんか。

6番委員

8月に切れるんだったらそれまで待つのですか。

12番委員

そういう方法しかないと思います。

会長

そしたら、これから24a 借りていただいて、努力して合計40a 以上になるように、8月までにしていただいて、今回は保留して、本人に期待するという形にしたいと思います。

3番委員

取り下げてもらったらいかがでしょうか。

事務局

本人にその意思が無いようです。

1 2 番委員

本人が申請をした。事務局は受理しないといけない。すると提案しないといけない。という根拠になっている。本人には、取り下げる気持ちはないので、取り下げて出しなおしてもらおうという行為はできないと。本人はあくまでも、今月の農業委員会に諮ってほしいと事務局にいつているわけです。

3 番委員

そこまで言うておられていますが、三木町では40aの原則があるということを説明してあげないといけないのでは。

1 2 番委員

それは、事務局も説明していると思います。

3 番委員

それでも、撤回してもらえないわけですか。

1 2 番委員

40aの話をして、それでも申請した場合は受理しなければいけないということになっています。

3 番委員

それであれば、事務局ではなしに、農業委員会でみなさんの意見でこうなつたと再度話をしないといけないのでは。

1 2 番委員

なかなか本人が取り下げるといことはしないということなんです。

3 番委員

どちらかといえば、本人のことを考えて、取り下げて8月末までにした方がきれいだと思います。

1 2 番委員

だけど、本人が敢えてしているわけですね。

3 番委員

しかし、本人本人といいますが、三木町のことも考えてもらわないといけないと思います。

1 2 番委員

確かにそうなんですけど。

3 番委員

みなさんの意見を聞いているんだから、そういう結果になったと話をしないといけない。

1 2 番委員

だから、保留ということも出ましたよね。保留でいいのではないですか。

3 番委員

保留なら保留でいいですが、皆さんの意見も聞いて。

1 2 番委員

会長、聞いてください。

会長

本人が、下限面積40aを満たしていないことを知ったうえで申請をしています。だから、不足分を借りてきて40a以上にしてくれたら、何の問題もないんです。ところが、利用権設定をせずに審議してほしいという形で、この申請が出てきています。審議した結果、もし仮に否決したとすれば、利用権設定をする場合には、3条申請と利用権設定の2種類が必要になります。だから、できれば、利用権設定は出ないかもわかりませんが、していただけると見込みをもってこの3条申請を生かしながら、相手の行為を待つというのが一番ベターだと思います。だから、保留が一番いいかなと思います。最終的に8月が来れば何もできていないとなれば、その時点で否決と、まだ5月、6月とありますので、相手の考えが変わるかもわかりませんし、皆さんはどう思われますか、何かご意見はありませんか。

2 番委員

保留とってしまうのは、簡単ですが、こちらの誠意としても、利用しやすそうな20aほどの農地があれば、こういうところもありますという提案ができるようであれば、農業委員としては、そこまでの力を貸せますけど、それ以降は、ご自分で探してくださいというのも、農業委員は何もしてくれなかったと言われるのも嫌なので、それくらいのことはしてもいいのかなと、思うんですが、で、保留というのが一番きれいだと思います。

会長

24a不足ですので、貸してくれそうなどころがあるので、借りますかと、提案したのですが、借りないという話が本人からありました。農業委員会としても、もしかすると、考えが変わるかもしれないので、保留がいいかなあと思うわけです。期限までに本人が何もしないのであれば、最終的に結論を出すということで。そしたら、番号5は保留ということにして、番号1から4について、みなさんの採決を採りたいと思います。議案第1号番号1から4につきまして、承認される委員さ

んは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で、承認されました。続きまして、番号5について、今すぐ結論を出すということではできませんので、とりあえず保留として、事務局、みなさまからのアイデアがあったら教えていただいて、そういう形で、とりあえず保留とさせていただくということに、賛成の委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

賛成多数ということで、いただいたとさせていただきます。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：朝倉字池尻 1筆 247㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存納屋平屋建 1棟 20㎡
既存住宅平屋建 1棟 87.40㎡
併用地：宅地 587.46㎡
造成時期：平成27年頃から

番号2 申請地：氷上字境渕 1筆 31㎡
地目：田1筆
現況：道路1筆
目的：道路拡幅
造成時期：昭和50年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましても、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 1筆 228㎡
地目：畑1筆
現況：雑種地1筆
目的：既存住宅2階建 1棟 196.89㎡
権利の種類：所有権移転競売
併用地：山林 313㎡
造成時期：平成6年頃

番号2 申請地：平木字菱子 1筆 1,414㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：分譲住宅2階建 6棟 364.34㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：雑種地 13㎡

番号3 申請地：平木字菱子 1筆 22㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：雑種地 324㎡
造成時期：平成29年8月

番号4 申請地：井上字高野 1筆 271㎡
地目：田1筆
現況：畑1筆
目的：店舗平屋建 1棟 49.68㎡
権利の種類：所有権移転競売

番号5 申請地：井上字小原 3筆 3,509㎡
地目：田2筆、畑1筆
現況：田3筆
目的：農地造成
権利の種類：賃貸権設定

一時転用 平成33年5月31日まで

- 番号6 申請地：鹿庭字榎谷 1筆 561m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：原野 1, 587m²
- 番号7 申請地：田中字下穴田 1筆 354m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅平屋建 1棟 110.58m²
権利の種類：使用貸借権設定
- 番号8 申請地：氷上字長楽寺 15筆 3,793m²
地目：田15筆
現況：田15筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買
- 番号9 申請地：氷上字東青岸 1筆 188m²
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 49.27m²
権利の種類：所有権移転贈与
併用地：宅地 55.12m²
- 番号10 申請地：上高岡字三条 2筆 322m²
地目：宅地2筆
現況：畑2筆
目的：新築住宅2階建 1棟 57.97m²
車庫平屋建 1棟 34.72m²
権利の種類：所有権移転売買
- 番号11 申請地：下高岡字塚脇 2筆 365m²
地目：田2筆
現況：宅地2筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 287.89m²
権利の種類：使用貸借権設定

併用地：宅地 320.66㎡

造成時期：平成4年頃から

番号12 申請地：井戸字檜木 1筆 349㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：新築住宅平屋建 1棟 79.49㎡

権利の種類：使用貸借権設定

併用地：田 10.59㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、平成30年2月定例会で、競売案件で適格証明がされたものです。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、土地改良区等の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、農地造成を行うために一時転用となります。土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号10について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号11について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区等の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号12について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。また、本申請は、議案第1号番号4の案件と関係しており、農地転用許可と同時に第3条の許可とということになります。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

17番委員

それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について去る、平成30年4月13日(金)の午前9時から4条申請2件、5条申請競売案件で既に現地調査を行っている番号1を除いた12件につきまして、協会長、高尾職務代理人、渡辺委員、鎌倉委員(当番委員)、事務局2名の合計7名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、2、5条申請、番号3、11です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

7番委員

4条申請番号1についてですが、この件につきましては、先月3月に進入路についての転用申請をした際に自己所有地の畑に納屋がはみ出して建築していることが発覚しました。この件につきましても、申請者は反省しております。

3番委員

4条申請番号2についてですが、去年の11月に分譲住宅として転用し、造成したところ、無断転用していたために今回の申請となりました。以前から公衆用道路として用していた部分が無断で転用していたということが発覚し、今回の申請となりました。

事務局

5条申請番号1については、競売案件ですが、これにつきましては、平成30年2月定例会にて適格証明願がだされた案件でありまして、元々の土地所有者と現在の譲受人との間で取り決めがなされており、家を建ててよいという話になっていたということでした。その際、農地法の許可を得ず現在まで至っております。元の所有者が亡くなったこともあり、相続がうまくいかず、その土地に家を建ててしまっている譲受人が、落札を行い申請するに至ったものです。すでに造成されていることもあり、隣接周辺への影響もないことから致しかたないものと思われまます。

9番委員

5条申請番号2につきましては、譲受人が6戸の分譲住宅地として、転用するものです。町道に隣接し、排水についても関係者の同意もあり問題ないと思います。

番号3につきましては、譲受人が以前農地転用申請の許可に基づき、貸駐車場として昨年8月頃から造成工事をし、今回申請地について、転用の許可を得ずあわせて造成工事をしたものです。譲受人から、反省しているとの始末書も添付されており、特に問題はないと思われまます。

18番委員

5条申請番号4につきましては、県道三木牟礼線と志度線との三叉路のところになります。譲渡人の農地を譲受人が購入して、店舗を設置したいということです。譲受人は、高松市内で店舗を持っていますが、地元でやりたいということで交渉をしておいた次第です。

事務局

5条申請番号5につきましては、申請地につきましては、2枚の筆に分かれておりまして、高低差があり使い勝手が悪いということで、兼ねてより1枚の田んぼにしたいと考えておりました。また、譲受人につきましては、建設業を営んでおり、残土の処分に困っておりました。この度、申請人の話がまとまったこともあり、建設残土を敷いた農地造成ということで、一時転用を申請したものです。工期は、平成33年5月31日までとなっております。造成後の農地としての復元を確約しており、造成後の営農計画書も提出されており書類上、特に問題はないものと思われまます。

会長

5条申請番号6につきましては、譲受人の資材置場、駐車場を設けるということであります。譲渡人の原野となっている土地も併用地として使うということになっております。

7番委員

5条申請番号7につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係で、親の家の前に子どもの家を建てるということで、特に問題はないと思います。排水等、土地改良の同意はいただいております。

13番委員

5条申請番号8につきまして、譲受人の駐車場ということです。特に問題はないと思います。

番号9につきましては、譲渡人と譲受人は祖父と孫という関係です。譲受人の親が建てている家の横に家を建てるということで、周辺農地も譲渡人の農地であり、特に問題はないと思います。

8番委員

5条申請番号10につきましては、申請地には元々タバコ屋があり、それをつぶして現状畑としていましたが、今回新たに家を建てるということです。特に問題はありません。

2番委員

5条申請番号11につきましては、もうすでに住宅も建っており特に問題はないと思います。

1番委員

5条申請番号12につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係で、親の家の横に家を建てるということです。排水については親の田んぼの一部を借りて流すということです。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

5条申請番号5について、転用目的が農地造成ということで、農道水路とかの所在がないのかということと、農地造成をして形状を変えてしまうということで、一時転用になってますね。それはどういう取り組みですか。農地造成をして、その後、一時転用ですから、これを原状回復するという事なんです、そのへんの細かい話が分かったら教えてください。

事務局

農道、水路についてですが、今回の申請地の中には農道、水路はありません。一時転用の扱いですが、期間が6か月を超えるものは、長期間にわたっての工事となりますので、一時転用扱いとなっております。6か月未満ですと、農地改良届を出していただいております。また、造成後ですが、3枚に分かれた田んぼを1枚の田んぼにしまして、平らにしてまとめて使える状態にして、耕作を行う、行い易くするという計画です。

12番委員

ということは、また、所有者に返すということになるんですね。造成した後、1枚にした後水の関係は、農業委員会では関係ないんでしょうけど、水の利用が厳しくなるのではないかと思います。そこまでは、我々も追及しなくてもいいと思いますが、そのあたりも十分な計画で行くんですか。

事務局

そうですね、水利の同意書ももらっていますが、これは、造成工事段階における同意書として、

1枚になった後の放流等が従前と変わったことに対して、どういうふうに対処するかまでは、現段階で、造成工事に関する書面としてもらっておりません。

1 番委員

造成するということですが、埋め立てる土の種類はわかりますか。

事務局

譲受人が、建設事業を行っておりますので、主には建設残土を使って、その上に最終的には雨土を使って、農地に復元すると聞いております。

1 番委員

ほとんどの場合、建設残土を放ったあと、油がにじんできて使い物にならないというのが、今までの現状ですけど、そのへんはどう考えられているんですか。

3 番委員

産廃の処理で、許可証がいります。そのあたりは免許は出ているのですか。時々、山際で埋め立てをするときに、建設残土の場合はコンクリートガラとか瓦、この分の放棄地が三木町で指定されています。これ、山の中ととっても、建設残土であれば許可証がいると思います。

事務局

建設残土についてですが、建設残土は一般廃棄物には該当しておりません。

1 番委員

埋立地としては、最終処分地許可という形では、埋め立てるのなら。

3 番委員

最終処分地でも、そういうものを埋めるんだったら産廃です。

1 番委員

だから、許可の種類としてはもらわないといけない。

1 2 番委員

ただいま言われましたように、産業廃棄物ならあれですが、花崗土だけで搬入するのはどうなのですか。

事務局

そこまではわかりません。

会長

他にありませんか。

3番委員

5条申請番号10についてですが、車を止める三角地ですが、駐車できるのですか。

8番委員

できます。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：氷上字長清 2筆 782㎡

地 目：田2筆

権利の種類：所有権(有償)売買

変更前の計画：分譲住宅3棟

変更後の計画：分譲住宅2棟

番号1について説明します。

平成28年12月の定例会で承認しました案件で、当初は分譲住宅3棟の建築予定でしたが、事

業計画の変更を行いまして、分譲住宅2棟の計画となったものです。すでに造成はされておりました、家も1軒建っております。排水等の計画も変わらず、特段問題はないものと思われまます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が20件、再設定が7件で合計27件になります。総設定面積は74,945㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は15件で、総設定面積50,295㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地改良届について

番号1 申請地：井上字西山田 3, 339㎡
地目：田2筆
改良目的：ハウス建設のための整地
工事内容：雨土による盛土、締固め

番号1について説明します。

先月の定例会において諮りました新規就農者でいちご栽培をするということで、そのためのハウスを建てたいということで、ハウスを建てるために田んぼを整地する必要があるので、改良届を提出されました。地元土地改良区の意見書及び水利組合また、土地所有者の同意も得ており、特段問題はないものと思われま

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

番号2 申請地：氷上字渡池 1, 346㎡
地目：田3筆
改良目的：耕作利便のため
工事内容：良質花崗土による盛土、締固め

18番委員

土は雨土とありますが、花崗土ではないですか。書類を確認してください。

事務局

書類上は雨土となっています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わります。続きまして、報告案件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：井上字西山田 4, 600㎡

地目：田3筆

解約日：平成30年4月2日

解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：平木字上所 1, 947㎡

地目：田1筆

解約日：平成30年4月2日

解約理由：借り手の変更

番号3 申請地：平木字蓮間 2, 932㎡

地目：田2筆

解約日：平成30年5月31日

解約理由：借り手の変更

番号1について、親子間での借り手の変更をするため解約します。

番号2について、親子間での借り手の変更をするため解約します。

番号3について、貸人の希望により農地機構を通じて貸借をするため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：平木 7, 285 m²
地 目：田6筆
解約日：平成30年4月2日
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：平木 489 m²
地 目：田1筆
解約日：平成30年4月3日
解約理由：借り手の変更

番号3 申請地：氷上 1, 824 m²
地 目：田3筆
解約日：平成30年4月5日
解約理由：本人耕作

番号4 申請地：田中 7, 960 m²
地 目：田8筆
解約日：平成30年4月3日
解約理由：借り手の変更

番号1について、親子間での借り手の変更をするため解約します。

番号2について、農地機構を通して貸借をするため解約します。

番号3について、本人が耕作するため解約します。

番号4について、農地機構を通して貸借をするため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、真部農地利用最適化推進委員が亡くなり、新たな委員を公募したところ、1名の推薦がありました。鎌倉照男さんですが、この方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

(挙手)

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年4月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____